

通所介護 重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 社会医療法人天神会
- (2) 法人所在地 〒830-8577 福岡県久留米市天神町 120 番地
- (3) 代表電話番号 TEL0942 - 38-2222 FAX0942-38-2255
- (4) HPアドレス <http://www.tenjinkai.or.jp>
- (5) 代表者名 古賀 伸彦

2. 事業所の概要

介護保険法令に基づき福岡県知事指定をうけている事業所

事業所の種類	通所介護
事業所名	社会医療法人 天神会 こがデイサービス野伏間
事業所所在地	福岡県久留米市野伏間1丁目13番地35号
電話番号 FAX番号	090 - 2096 - 7969 0942 - 27 - 6146
事業所番号	4071604781
サービス対象地域	久留米市の指定地域並びに近郊の指定地域
管理者	益田 絃子
事業の目的	社会医療法人天神会が実施する通所介護（デイサービス）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
運営方針	1) (1) 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 (2) 事業者自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 (3) 指定通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 (4) 指定通所介護の提供に当たる従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (5) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

	<p>(6) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。</p> <p>2) 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。</p>
開設年月日	平成 24 年 12 月 1 日
営業日 営業時間 施設利用時間	<p>月曜日～土曜日【日曜、病院の定める休み（年末年始）は除く】</p> <p>8 時 30 分～17 時</p> <p><4 時間以上 5 時間未満> 9 時 30 分～13 時 45 分</p> <p><5 時間以上 6 時間未満> 9 時 30 分～14 時 45 分</p> <p><6 時間以上 7 時間未満> 9 時 30 分～15 時 45 分</p> <p>10 時 00 分～16 時 15 分</p>

3. 職員の職種・員数・職務内容

当事業所は介護保険法における通所介護の基準に合致した以下の職員を配置しています。

管理者 1 人	管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
生活相談員 2 人	生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。
看護職員 2 人	看護職員は、看護その他の指定通所介護の提供に当たる。
介護職員 3 人以上	介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。
機能訓練指導員 2 人以上 (専従 1 人 兼任 2 人以上)	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

4. サービス提供までの流れ

② 利用者の申し込み（居宅介護支援事業者）
② 被保険者証の確認
③ 医師の面談を行い、身体機能・心理状況に応じた個別計画の提供を定期的実施し機能評価を行っています。面談の際は主介護者の同席をお願い致します。
④ 重要事項説明書による説明、同意・契約の締結

⑤ 病状、心身状況の把握・面談・通所介護計画の作成

⑥ サービスの提供 ⇒ パンフレットを参照ください

送迎・入浴・健康チェック・機能回復訓練・物理・理学療法・作業療法・レクリエーション療法・日常生活動作訓練(食事動作、入浴動作等を含む)

⑦ 関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等

⑧ サービス記録の整備

⑨ 領収書等の発行

5. 各種利用費について

通所介護事業所利用料金表（その他）

① 厚生労働大臣の定める基準によるもの（単位数）

(1) 通常規模型通所介護

	要介護度	基本料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円	776円	1,164円
	要介護2	4,440円	444円	888円	1,332円
	要介護3	5,020円	502円	1,004円	1,506円
	要介護4	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	要介護5	6,170円	617円	1,234円	1,851円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	6,730円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護4	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	要介護5	9,840円	984円	1,968円	2,952円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
	要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
	要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
	要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
	要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円

加算名称	加算料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
入浴介助加算 (I)	400 円	40 円	80 円	120 円
個別機能訓練加算 (I) イ	560 円	56 円	112 円	168 円
個別機能訓練加算 (I) ロ	760 円	76 円	152 円	228 円
個別機能訓練加算 (II)	200 円	20 円	40 円	60 円
サービス提供体制強化加算 (II)	180 円	18 円	36 円	54 円
科学的介護推進体制加算	400 円	40 円	80 円	120 円
感染症又は災害発生による利用減に係る評価	基本報酬に 3%加算する (事業所が定める期間)			
介護職員等処遇改善加算 II	所定単位数に 9.0%を乗じた単位数で算定			

当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合によるものとする。

a) 通所介護費

通所介護費 (送迎を含む) に入浴介助加算・サービス提供強化加算 I、介護職員処遇改善加算と食費の合計が利用者負担となります。

ただし、支給限度額を超えるサービス単位数は、地域別 1 単位数単価 (10.00 円) を乗じた費用の全額が利用者負担となります。また、送迎、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

②その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食費		昼食 680 円
通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	事業所から片道 10km 以下のとき	無料
	事業所から片道 10km を超えるとき	300 円 (往復)
オムツ代		実費 (200 円程度)

*その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることがあります。

③ キャンセル料 (食材費の一部負担)

下記のキャンセル料をいただきます。

キャンセル料 (利用予定日の 1 週間前まで)		無料
キャンセル料 (ご利用日の 6 日前から)	食費の全額	昼食 680 円

④ 料金のお支払い方法

銀行口座からの引き落としとなります。

毎月、前月分の請求書を 15 日前後に発行し、26 日 (祝日の場合は翌営業日) に口座から引き落とし、領収書をお渡しします。

対象の銀行は、ワイドネット登録の金融機関となります
別途、振替用紙にご記入をお願い致します。

6. 虐待の防止

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 益田 絃子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 (3) 苦情解決体制を整備します。
 (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7. 身体拘束

事業者は、原則としてご利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、ご利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、ご利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
 (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、ご利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
 (3) 一時性・・・ご利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8. 秘密の保持と個人情報の保護

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持</p>	<p>① 事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）サービス提供をする上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を、適切な理由なく第三者に漏らしません。 ③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を保持させる為、従業者である期間及び従業者でなくなった後においてもその秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>2 個人情報保護について</p>	<p>① 事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者のご家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報について、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加若しくは削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は、ご利用者の負担となります。）</p>

緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び久留米市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 090-2096-7969 面談場所 当事業所の相談室等
---------	--------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	久留米市健康福祉部介護保険課	電話番号 0942-30-9247
	福岡県国民健康保険団体連合会	電話番号 092-642-7859

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回
避難訓練 年2回
通報訓練 年2回

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況 : 実施なし

14. 苦情申立窓口

サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

当事業所相談窓口	窓 口：益田 紘子（生活相談員） 受付時間：8時30分～17時（平日） TEL：090-2096-7969 FAX：0942-27-6146
個人情報に関する 問い合わせ	窓 口：こがデイサービス野伏間 受付時間：8時30分～17時（平日） TEL：090-2096-7969
久留米市役所	窓 口：介護保険課 対応時間：8時30分～17時15分（平日） TEL：0942-32-9247 FAX：0942-36-6845 所在地：福岡県久留米市城南町15番地3
福岡県国民健康保険団体連合会 （国保連）	窓 口：介護保険サービス相談係 対応時間：8時30分～19時（平日） TEL：092-642-7859 FAX：092-642-7857 所在地：福岡県福岡市博多区吉塚本町13番47

私は、契約書及び本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、
通所介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者氏名 _____

同意者氏名 _____ 続柄： _____

※ 利用者の判断能力に障害が見られる場合、利用者に代わって同意の手続きを行う者が必要です。日付必須の①成年後見人又は代理権のある保佐人又は代理権のある補助人との契約書、②本人名の記名のほかに、立会人としての家族等（扶養者又は親族又は第三者（行政職員・民生委員など）の署名のある契約書（契約書と一体のものとして保存されている立会人の署名のある文書を含む）、のいずれかが別途あることが必要となります。